破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２４２８号
札幌市南区真駒内南町４丁目６番３―604号
破産者　岡田　　昭
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８号
宮城県黒川郡大和町落合松坂字堂ノ前32番地の２
破産者　横橋　慎也
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５６号
埼玉県富士見市大字鶴馬3261番地18
破産者　駒木根延秋
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０４号
長野県上田市小島819番地
破産者　堀内　聰吉
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第６５６号
神戸市中央区熊内町４丁目10番６―604号、住民票上の住所兵庫県加古川市尾上町口里514番地の３　Mプラザ加古川弐番館1111号
破産者　太蔵屋こと　山下　辰也
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３１号
神戸市灘区篠原北町１丁目３番10号　栄マンション501号、従前の住所神戸市灘区神前町３丁目２番３号
破産者　久本　智子
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４号
秋田県男鹿市船川港比詰字大沢田93番地４
破産者　マルサン小林商店こと　小林　功育
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３９５号
横浜市港南区港南台３丁目22番11号　荒洋ビル303、申立時の住所横浜市港南区笹下６丁目38番31号
破産者　岩本　素子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８３８号
横浜市中区本牧宮原６番３―208号、開始決定時の住所横浜市港南区日野中央３丁目11番７号
破産者　田中　　昂
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６号
金沢市鳴和２丁目９番24号　ＳＴＭ101号、従前の住所金沢市木越２丁目33番地
破産者　田畑　昌義
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１５７４号
大阪府摂津市千里丘２丁目10番４号
破産者　松田　康宏
1　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
2　一般調査期日　平成26年11月６日午後３時
平成26年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４０５号
大阪市城東区今福東３丁目９番13号
破産者　清井　滝典
1　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
2　一般調査期日　平成26年10月30日午後３時30分
平成26年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６７号
大阪市西淀川区中島２丁目13番90号
破産者　関西工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
2　一般調査期日　平成26年10月23日午後３時
平成26年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３０４号
札幌市豊平区中の島１条６丁目４番15号　ユウヅルマンションＡ―５号
破産者　岩脇　忠夫
1　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
2　一般調査期日　平成26年11月６日午後３時
平成26年８月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５９１号
大阪市福島区吉野５丁目６番21号ハイグレード吉野305号、開始決定時の住所大阪市福島区吉野５丁目５番17号
破産者　廣瀬　幸子
1　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
2　一般調査期日　平成26年10月30日午後３時
平成26年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６８９号
大阪府東大阪市荒本新町２番36号
破産者　株式会社ライベック
1　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
2　一般調査期日　平成26年10月27日午後３時30分
平成26年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２６年（再）第１号
岩手県奥州市水沢区字水山187番地
再生債務者　株式会社高橋フーズ
1　決議に付する計画案　平成26年８月12日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成26年９月19日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成26年９月12日
平成26年８月22日
盛岡地方裁判所第２民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第６号
愛知県日進市米野木町南山919番地４
再生債務者　有限会社ニットク
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年８月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再）第１０号
大阪市中央区日本橋２丁目９番13号
再生債務者　タムラ株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法第174条２項各号に定める事由はない。
平成26年８月26日
大阪地方裁判所第６民事部